

自己評価報告書

平成23年 4月15日現在

機関番号：14501
研究種目：基盤研究 (C)
研究期間：2008 ～ 2011
課題番号：20530018
研究課題名 (和文) 行政の契約手法の法的内容充填とその法的統制についての比較研究
研究課題名 (英文) Comparative study on administrative contracts and PPP
研究代表者
米丸 恒治 (YONEMARU TSUNEHARU)
神戸大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：00202408

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：公共調達、行政契約、公共調達指令、公私協働、電子認証、e I D、e I Dカード、De-Mail

1. 研究計画の概要

本申請にかかる研究では、近年各国で行政改革の一環として進められつつある公私協働の現象を中心に、契約手法の実態的、法制度的な検討とそこで蓄積されつつある行政目的達成のための規範の実体を分析・整理するとともに、それらの法的コントロールのための制度と手法・その現状を明らかにする。わが国においては、PFI事業や指定管理者の制度のように、実務レベルでは、指定機関制度とならんで様々な契約手法が多用されつつあるが、一方で、そこで公共性を実現するための契約内容の実体的な内容・指定行為による相手方への規制内容、その法的な統制のための制度の構築、争訟方法の整備・拡充などの議論は、十分な展開をみせていない。一方、ドイツを中心とするEUおよびEU諸国においては、EUの公共調達法制の整備や共通市場政策の影響もあり、そうした現代的な行政契約現象（各種の Konzession, PFI, PPP, 行政主体間調達）をめぐる法的統制のための法制度の整備や争訟的な統制が進展しつつある。その中には、伝統的な、建設工事・物品調達・役務調達の分野でのいわゆる公共調達にとどまらない、様々な行政目的実現をめざした公私協働のための契約手法とその法的統制のための議論が含まれつつ、展開をみせている。また、単なるサービスの調達にとどまらない、行政目的達成のための手段としての内容拡張もなされつつある。

具体的には、こうしたドイツを中心とするEUの行政契約をめぐる実体法、争訟法制と裁判例の蓄積を、比較法的手法により調査分

析する作業を通じて、日本における行政契約法制の内容的な充填と、争訟制度の拡張をめざすための基礎作業を行う。

本研究は、まさに以上のような伝統的な公共調達にとどまらない、新たな行政の契約手法の拡大を対象としながら、その法的統制のための行政法・その他の法分野による議論、法制度および裁判例の展開を、比較法的な手法により究明し、わが国における当該分野での法学的議論への知見を得んとするための作業である。

2. 研究の進捗状況

(1) 比較法的な検討の素材として、EUでの公共調達関連指令のその後の改正論議を客観的に跡づけて、現在のEUレベルでの公共調達法制がどのような内容に発展してきているかを明らかにし、またその国内措置として、ドイツにおける公共調達指令の国内措置の改正論議と現状を明らかにし、伝統的な公共調達以外の分野での法的統制をめぐる議論についての文献を収集し、調査・分析を進めることができた。ドイツでは、競争制限禁止法改正等を内容とする「公共調達の現代化に関する法案」が議決され、中小企業に配慮した公共調達改正がなされる中で、さらに公共調達に関する権利保護手続の効率化、事後審査手続の迅速化のための制度改革を実施した。

(2) 公私協働の事例研究の一環として、新たにドイツでのe I Dカードについて重点的に調査研究も進めた。ドイツでは、同カードの法整備がなされ電子的な本人確認情報

(eID)の官民共用のしくみが着実に整備されつつあるが、その技術的、法制度的な仕組みや進展状況はわが国ではほとんど調査研究がなされていないため、特に、公私協働的な電子的基盤整備の事例研究として、研究を重点的に進めた。eIDカードを官民共用する法制度的な構想の下で、一方では個人情報保護のための本人によるeIDの利用の自己決定のしくみが実装され、官民のセクター毎に利用可能な個人情報のカテゴリーが設定され、その上で本人による同意を通じて利用許諾する仕組みが実装され、法制度が整備されていることについての調査研究結果を公表した。行政が発行する本人確認情報に基づいて、官民の各種サービスが実現され、しかもその際に個人情報のコントロールのしくみが実装されている点を明らかにするとともに、同プロジェクトのこうした試みが、わが国での電子政府、電子社会における官民のID情報共有のあり方に対して、個人情報保護の観点からひとつのモデルとして参考となりうることも明らかとなった。

3. 現在までの達成度

②おおむね順調に進展している。

公私協働を支える公共調達法制、行政契約法制の現状と課題については、EUの法制とドイツの法制について、一定の調査研究を進めてくることができ、また、こうした従来からの発展的研究とあわせて、新たな情報基盤法制での公私協働・官民共用基盤法制の整備についても、ドイツの先進的な法整備について、調査・検討を進め、わが国にとって参考となる法制上、実務上の課題も明らかにすることができている。

4. 今後の研究の推進方策

最終年度の具体的推進方策は、次のとおり。

①第一の具体的課題：ドイツのeIDカード法制をEUのeIDに関する各国の法制度の比較の中に位置づけ、その特徴を明らかにするとともに、De-Mailサービス法の具体的な内容と実務の展開の中で、認証における公私協働・官民共用基盤の具体的な法制度的な知見と課題を明らかにすること。

②第二の具体的課題：EUの公共調達指令の改正状況と、ドイツでの国内措置の内容、公私協働事例等についての比較法的な検討の成果をとりまとめること。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

① 米丸恒治、ドイツDe-Mailサービス法案の概要—インターネット上の安全で信頼性

ある通信基盤法制整備の試みとして—、情報ネットワーク・ローレビュー、有り、第10巻、2010、投稿中

② 米丸恒治、ドイツにおけるeIDカード(電子身分証)の概要と特徴—eIDの官民共用と個人情報保護のしくみ—、行政&情報システム、なし、46巻1号、2010、32-37頁

③ 米丸恒治、e-文書法等と電子文書の長期保存、(多賀谷一照・松本恒雄編『情報ネットワークの法律実務』第一法規、なし、2008、2711-2721頁

④ 米丸恒治、消費者保護と行政法システムの課題、現代消費者法1号、なし、1号、2008、79-86頁

[学会発表] (計3件)

① 米丸恒治、ドイツDe-Mailサービス法案の概要—インターネット上の安全で信頼性ある通信基盤法制整備の試みとして—、情報ネットワーク法学会、2010年12月11日、成城大学

② 米丸恒治、公私協働と私人による権力の行使、台湾国立政治大学主催・公私協働シンポジウム、2009年5月14日、国立政治大学(台湾台北市)

③ 米丸恒治、消費者保護と行政法システムの課題、日本消費者法学会設立総会、2008年11月30日、早稲田大学

[図書] (計2件)

① 白藤博行・村上博・米丸恒治ほか、法律文化社、『アクチュアル地方自治法』、2010年、275頁(34-61頁)

② 米丸恒治ほか、有斐閣、『行政法の新構想Ⅲ 行政救済法』、2008年、322頁(305-322頁)